

2019年9月19日福島原発事故東電元幹部 全員無罪

(判決不服)⇒9月30日控訴決定⇒東京高等裁判所へ



イラスト人見やよいさん寄贈

## 【東京地裁判決】

- ◆原子炉の安全性について社会通念上、安全対策としてどのような取組が行われて運用されてきたのかなど考慮し決するほかない。
- ◆東京電力は法令上の許可を得た上で設置、運転し、安全対策の面でも対応をしてきており、地震及び津波に対する安全性を備えた施設として適法に設置、運転されてきた。
- ◆津波評価は、専門家、内閣府によって疑問が示され、保安院による安全審査等にも取り込まれず、信頼性、具体性があったと認めることはできない。
- ◆法令に基づき運転を継続しており、3.11前の事故も発生していない状況下で、運転を停止するのは、手続的にも技術的にも負担と困難を伴うものであった。
- ◆結語

事故発生の可能性が限りなくゼロに近くなるように、必要な結果回避措置を直ちに講じるということ、は考えられなくはない。しかしながら、本件地震発生前までの時点においては、法令上の規制等の在り方は、**絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかった**。被告人ら3名は、当時、責任を伴う立場にあったが、事故について、法令の枠組みを超えて、刑事責任を負うということにはならない。